

活動会員には救急法講習を受講することが義務付けられています。

下記のいずれかに参加し、認定証・受講証・修了認定カードをSIA事務局に提出して下さい。

- ・消防署普通救命講習
- ・消防署上級救命講習
- ・日本赤十字社救急法基礎講習
- ・日本赤十字社救急法救急法救急員養成講習
- ・消防署応急手当普及員養成講習

会員研修規程

3. 資格更新

(2) 活動会員は下記に定める救急法講習会のいずれかを受講し修了する。

ただし、それぞれの有効期限内に更新しなければならない。

- ①消防署 普通救命講習または上級救命講習または応急手当普及員
- ②日本赤十字社 救急法基礎講習または救急法救急員養成講習
- ③上記①、②の講習会と同等の内容を有する講習(教育部が認めたもの)
- ④医師、看護師等の医療資格保持者は、受講したことと見做す

会員研修会の単位も取得出来ます。

・SIAまたはSIA各支部主催の講習会等に参加した場合、申請方法・登録料等については、主催者の指示に従って下さい。

・個人で受講した場合、受講証の写しに単位登録申請用紙と登録料を添えて、SIA事務局に提出して下さい。

※単位取得を希望しない場合は、単位登録申請用紙と登録料は不要です。

<個人で受講した場合>

登録料: 1,000円 取得単位: 2単位

- ・消防署普通救命講習
- ・日本赤十字社救急法一般基礎講習
- ・日本赤十字社救急法救急法救急員養成講習(継続)

登録料: 2,000円 取得単位: 4単位

- ・消防署上級救命講習
- ・日本赤十字社救急法救急法救急員養成講習(新規)
- ・消防署応急手当普及員養成講習

【 各 講 習 会 の 概 要 】

	消防署			日本赤十字社	
	普通救命講習	上級救命講習	応急手当普及員講習	救急法 一般講習	救急法 救急員養成講習
会場	各消防署、消防合同庁舎等で随時行っています。 ※団体で申し込む場合、講師を派遣してもらって講習会を開催することが出来ます。	比較的大きめの市町村の消防署や消防合同庁舎等で受講できます。 ※団体で申し込む場合、講師を派遣してもらって講習会を開催することが出来ます。	大きな市町村の消防署や消防合同庁舎等で受講できます。	日本赤十字社の各都道府県支部で講習を開催しています。 ※団体で申し込む場合、講師を派遣してもらって講習会を開催することが出来ます。	日本赤十字社の各都道府県支部で講習を開催しています。 ※団体で申し込む場合、講師を派遣してもらって講習会を開催することが出来ます。
お問い合わせ	詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。	詳しくは周辺市町村の消防本部にお問い合わせ下さい。	詳しくは周辺市町村の消防本部にお問い合わせ下さい。	詳しくは各都道府県の日本赤十字社支部へお問い合わせ下さい。	詳しくは各都道府県の日本赤十字社支部へお問い合わせ下さい。
講習時間	3時間程度	8時間程度	24時間程度	5時間程度	18時間程度
料金	教材費1,000円程度	教材費2,200円程度	教材費12,000円程度	教材費1,000円程度	教材費3,000円程度
目的	万が一のとき、救命の手助けができる。講習を受けた内容を行って良い。	救命手当のほか、けがや急病などの際に役立つ。講習を受けた内容を行って良い。	応急手当の指導、救命講習を行ってよい。	日常生活における事故防止、手当の基本、人工呼吸や心臓マッサージの方法、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などについての知識と技	救急法概論、心肺蘇生法、傷と止血、包帯、骨折、脱臼、捻挫、急病、運搬、救護など
内容	人工呼吸や心臓マッサージ法など	赤ちゃんから大人までの人工呼吸法・心臓マッサージ法・けが、出血の際の応急処置など	応急手当の指導、救命講習を実施するために必要な技能と知識	救急法概論、心肺蘇生法、止血法	救急法概論、心肺蘇生法、傷と止血、包帯、骨折、脱臼、捻挫、急病、運搬、救護など
交付	認定証	認定証	認定証	受講証	受講証。検定合格者に救急法救急員認定証
期限	3年	3年	3年	3年 (※SIAとしての有効期限。受講証の期限はなし。)	5年
URL	http://www.fdma.go.jp/			http://www.jrc.or.jp/	